

令和 6 年 6 月 19 日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K18552

研究課題名（和文）東アジアの文脈における近現代日本のstatehoodと国内・国際公法理論

研究課題名（英文）The Statehood of Modern Japan in the Context of East Asia; For Theoretical Reorganization of Public Law in Contemporary World

研究代表者

小畑 郁（Obata, Kaoru）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：40194617

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,700,000円

研究成果の概要（和文）：対外関係を中心とした具体的な国家のあり方（statehood）と（国際・国内）公法学の関係は、近現代日本において次のように展開してきた。アジア諸国との関係で「密教」として実力に見合う地位を国・民族が占める有機体的共同体像が、近代国際法という「顕教」にもかかわらず、受け継がれていた。「密教」の猖獗ともいえる大東亜共栄圏論の支配ののち、占領管理期には、国際・国内が融合・接続する秩序が現出し、それを積極的に受け止める秩序構想も現れたが、「密教」の精算のうえに、現実の占領管理に対する嫌悪感が広がるなかで、国際秩序の要素を国家法から括り出す処理がなされ、公法学もそれを一般に受け入れた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際・国内秩序を截然と区別し、国家の（人的・空間的・事項的）境界を線として画定しようとする観念は、現代世界の真相と異なるが、現代日本の国際・国内公法学を支配しているといってもよい。そして、そのことが世界共通の公共的問題に立ち向かう力を公法学から奪っている。こうした観念がどのように歴史的に生み出されてきたのかを、とりわけ近現代日本のstatehoodとの関連において明らかにする本研究は、国際法と国家法間も諸国家法間も「棲み分け」られていない現状のなかで、グローバルに、またトランスナショナルに生じている公共問題に立ち向かうポテンシャルを取り戻すために不可欠の基盤を提供することができる。

研究成果の概要（英文）：In this study, the 'statehood' means in what situation a state is placed in the concrete context. On the relationship between Japanese statehood and international and national public law theory, our main findings are as follows: In relation with Asian nations, as an esoteric notion, an organic community was imaged where each nation had its place according to its actual power, although the exoteric school taught the modern international law where jurisdictions of states and international community are linearly divided. After the liquidation of an esoteric theory of the Greater East Asian Coprosperity Sphere, some accepted positive aspects in the order merging the 'international' and 'national' created by the Allied occupation. In the context where anti-occupation feelings were widely spreading, however, the dominant theory of public law agreed to the bureaucrats' disposal of SCAP's legal norms, which scrapped the merged order in, but only, a formal sense.

研究分野：国際法学

キーワード：公法学 国際法学 statehood 近現代日本 空間的・人的境界 占領管理 管理法令 東アジア秩序

1. 研究開始当初の背景

国際法学においては、国家というのは、事実上も独立・平等であると考えられ、また、国内憲法学でも、一国民が自由に行使できる憲法定権力に、憲法の妥当(Geltung)そのものを説明する理論が支配的である。したがって、国際的(混合)権力が国内に浸透することは異常な事態で、他国との関係でもその地理的・人的境界は、線として表現されなければならない(「境界の線化」Toyoda 2023)という観念が支配的である。

しかし、今や大部分の国家は、一握りの大国が自らの力のみで存立していることを除くと、実力的には他者に依存しながら、形式的・名目的な独立を保っているにすぎない。この現実と公法学の理念型とのギャップは明白であるにもかかわらず、国内公法学と国際公法学との断絶に構造的に示されているように、それを埋めていく努力がこれまでの公法学の内部からなされず、現代世界の公共問題に向き合う姿勢が確保できていない。

2. 研究の目的

本研究は、statehood という新たな概念を基軸に据えて、現在深い断絶状態にある国内・国際公法学の両理論を融合させつつ転換する可能性を念頭におきながら、さしあたり近現代日本に即して、近現代におけるその statehood の構造と動態を、時間的には近代との連続性と断絶を、空間的には東アジアの文脈を意識しつつ、明らかにすることを通じて、新たな「現代公法学」構築の可能性を例証することを目的とする。

ここで statehood とは、各国家に即して、具体的に、どのような意味で国家とされているのか、その領域的・人的・事項的な権限の限界は、他国ないし国際機関との関係において、どのように画定されているのか、ということを示す用語として用いる。

3. 研究の方法

本研究は、理論的には、差別的戦争概念への展開を軸とする国際法の構造転換論を前提としつつ、その論理を徹底させるとともに、とりわけ冷戦崩壊後に露呈してきた国際法現象を念頭におき、①公法学の理論の再検討と②日本に即した歴史過程の再検討(およびそれと交錯する秩序思想の展開)という二つの方向からアプローチすることにより、近現代日本の statehood の構造と動態を明らかにし、新しい「現代公法学」の構築の基盤を構築しようとするものである。この過程では、国際的文脈、とりわけ東アジアの文脈を重視して、近現代日本の領域的・人的・事項的な権限の限界の実相に迫りたい。

4. 研究成果

(1) 近代日本の形成から1920年代に至るまでの日本の statehood についての思想状況については、これまでの研究を渉猟して、一応の理解を形成することに努めた。ここで示唆されているのは、次のような、矛盾を孕みつつも相互補完的な秩序思想の状況である。一方では、欧米列強との関係では、「顕教」として近代国際法を継受し、原子論的な国際社会像にもとづく国家間関係、したがって他の諸国ないし民族との関係においては不干渉・平等の「棲み分け」関係の構築に努めていた。他方で、アジア諸国・諸民族との関係、具体的には琉球、アイヌ、台湾、中国などとの関係では、「棲み分け」ではなく、実力に応じた上下関係を含む共同体的社会像が、「密教」として受け継がれていた。

(2) 世界国家論は、戦直後の横田喜三郎(1896-1993)によって明確に説かれたが、先駆的には尾崎行雄(1858-1954)らによっても唱えられていた。横田の議論にも尾崎らの影響が見いだされるが、横田は、とくに戦後は、世界国家を国際連合の延長線上にとらえ、さらに後者を米国が主導するものと考えたので、戦後のアメリカ中心の再版リベラル秩序にスムーズに着地することができた。他方、「近代の超克」の論客として知られる高山岩男(1905-1993)の戦後の世界秩序論は、一種の世界国家論とも考えられるが、そこには、かつて想定されていたアジアの共同体的秩序論からの流れがみられる。松下正寿(1901-1986)の戦後の世界国家論には、そうした性格が明確に存在する。

(3) これに対して、原子論的な国際社会像の崩壊を所与のものと考え、新たな秩序をむしろ個人や少数民族といった下から再構築する可能性を追求してきた田畑茂二郎(1911-2001)は、戦中には大東亜国際法秩序論の枠内にとどまりながらも、指導国たる日本の地位を広域に従属させる立場をとり(この点での先駆的な指摘として、酒井2007)、戦直後には、これを世界大に拡大して、世界国家論に同調するような議論を展開した。そこでは、国家主権はむしろ否定

されるべきとされていた。ところが、おそらくは東京裁判や米国の占領支配への幻滅から、主権論だけみると急速な「転換」があり、むしろ国家主権の現代的意義を説くことになる。しかし、その後も国連の枠組みへの期待は失わず、国家主権を下（国内の民主化）と上（国際社会の組織化）の両方からコントロールしようとした。

(4) このような国際秩序と国内秩序を截然と分断しない議論は、戦直後の日本のおかれた状況を、現代世界の構造から生じた、ある程度の普遍性のあるものと深刻に受けとめるものであって、田畑は、多くの法実務家やとりわけ左翼の法学者とは異なり、サンフランシスコ講和後も、こうした立場を維持した。他方で法実務は、占領管理の終了とともに、国際法と国家法の妥当領域を、ヨコの相互排他的な関係と捉えて線引きをするというやり方で、連合国最高司令官の発する法令の効力を処理した。このような処理とそれを結局認めた法学アカデミアの意識が、その後固定され、1で述べた背景に繋がっていると考えられる。

<引用文献>

酒井哲哉 2007 『近代日本の国際秩序論』、岩波書店

Toyoda, Tetsuya 2023, “Universality and Peculiarity of the Concept of Exclusive Territoriality”, *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 66, p. 338 ff.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計17件（うち査読付論文 10件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 小畑 郁	4. 巻 95(9)
2. 論文標題 人類関心事項としての日本の「入国管理」法制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 OBATA, Kaoru	4. 巻 66
2. 論文標題 Beyond the Concept of "Human Rights of Permanently Domiciled Foreigners" in Japanese Public Law Theory	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 272-294
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小畑 郁	4. 巻 35
2. 論文標題 日本憲法秩序と人権条約 - 人権条約の法 への呼応という憲法戦略に向けて	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 21-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小畑 郁	4. 巻 94(4)
2. 論文標題 行政主導の国際法の「変型」体制と「棲み分け」観念による国際法の形而上への捨象	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小畑 郁	4. 巻 93(8)
2. 論文標題 戦後日本外国人法史のなかのマクリーン「判例」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 81-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小畑 郁	4. 巻 498
2. 論文標題 越境移動の時代における国籍と人間	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 18-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小畑 郁	4. 巻 11
2. 論文標題 日本における「難民」受入れをめぐる規範意識のこれまでとこれから	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 難民研究ジャーナル	6. 最初と最後の頁 50-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小畑 郁	4. 巻 31
2. 論文標題 「経済籍」と「政治籍」の政治文化的融合としての近代的国籍	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 26-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kaoru OBATA	4. 巻 1
2. 論文標題 The Emerging Principle of Functional Complementarity for Coordination Among National and International Jurisdictions: Intellectual Hegemony and Heterogeneous World	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Takao SUAMI et al. (eds.) Global Constitutionalism from European and East Asian Perspectives	6. 最初と最後の頁 451 ~ 459
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

[学会発表] 計22件 (うち招待講演 10件 / うち国際学会 17件)

1. 発表者名 Kaoru Obata
2. 発表標題 Nationality - Statelessness
3. 学会等名 ILA Committee on International Migration and International Law (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Kaoru Obata
2. 発表標題 How Does the Nationality Work in the Age of International Migration? An International Legal Perspective with a Special Reference to Japan in the Context of Asia
3. 学会等名 Panel on the Role of AI in Regulation of Migration (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 OBATA Kaoru
2. 発表標題 Making of a Multifold Conception of International Law in Post-WWII Japan; Some Reflections on TABATA Shigejiro in the Period of the Allied Occupation
3. 学会等名 Taiwan-Japan Workshop on Japan's Contribution to International Law (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小畑 郁
2. 発表標題 戦後日本公法学の成立と京都学派国際法学 占領期における「多重骨折」
3. 学会等名 北海道大学公法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 OBATA Kaoru
2. 発表標題 Look Straight at an Inconvenient Truth in the Age of International Migration!- Recent Japanese Practice relating to Expulsion and Lessons from It -
3. 学会等名 Workshop on a Critical Lens on Mass Deportation of Non-Citizens (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 OBATA Kaoru
2. 発表標題 Acceptance of the Tokyo Trial at the Level of Normative Mind-set among Japanese Lawyers
3. 学会等名 Korea-Japan Workshop on International Law Comparative Analysis of Japan 's Approaches to International Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 OBATA Kaoru
2. 発表標題 Potential of a "Refugee Law" detached from Human Rights Values in East and Southeast Asia; In Light of the Post-WWII Japanese Experience
3. 学会等名 Regional Conference on Asian Scripts (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 OBATA Kaoru
2. 発表標題 Comments: Japanese Measures for Admission of Ukrainians; In the Context of Japanese Immigration Law and Policy
3. 学会等名 Immigration Policy in Europe - Torn Between Demography, Values and War (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小畑 郁
2. 発表標題 日本の外国人法における「在留資格」概念の肥大化: そのイデオロギー批判のために
3. 学会等名 第12回基礎法学総合シンポジウム「人・移動・帰属: 変容するアイデンティティ (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 OBATA Kaoru
2. 発表標題 Taking Seriously the Chinese Approach to Global Constitutionalism: As a Possible Way leading to a Global 'Constitutional' Order
3. 学会等名 Global Constitutionalism from European and East Asian Perspectives Book Launch Event, WZB Berlin Social Science Center, 12 June 2019, Berlin, Germany (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小畑 郁
2. 発表標題 在留資格「制度」を基礎とした外国人政策とその限界 入管法2018年改正を考える
3. 学会等名 2019年9月22日、移住者と人権研究会、世界人権問題研究センター、京都
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 OBATA Kaoru
2. 発表標題 How do Japanese Courts manipulate International Law for the Status of Foreigners? - The Critical State of a Tactics of Seeking Consistency within an Exclusively Domestic Jurisdiction
3. 学会等名 12 March 2020, Faculty of Law, University of Strasbourg, Strasbourg, France (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kaoru OBATA
2. 発表標題 Super-nationalist Basis of Post-War Japanese Conceptions of a World Order
3. 学会等名 15th ASLI [Asian Law Institute] Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kaoru OBATA
2. 発表標題 A Wartime Japanese Conception on the International Legal Order; The Case of TABATA Shigejiro
3. 学会等名 PREMIERES RENCONTRES JURIDIQUES DES FACULTES DE DROIT DE REIMS ET NAGOYA (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kaoru OBATA
2. 発表標題 Some Reflections on Chinese Human Rights Diplomacy
3. 学会等名 International Conference on ASEAN Studies 2019 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 小畑 郁	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 188
3. 書名 地球上のどこかに住む権利	

1. 著者名 広渡 清吾、大西 楠テア、小畑 郁	4. 発行年 2022年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 310
3. 書名 移動と帰属の法理論	

1. 著者名 芹田 健太郎、小畑 郁ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1060
3. 書名 実証の国際法学の継承	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------